

伊佐ツーリズム協議会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、「伊佐ツーリズム協議会」（以下本協議会という）と称し、また「伊佐リズム」を略称として設定する。

(目的)

第2条 伊佐地区の恵まれた自然、文化、人情などの地域資源を生かして、特色ある体験型交流活動を創出し、都市部との交流による地域の活性化を図るとともに、地域食材の消費拡大を推進して地域産業の振興を図る。

(事業内容)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) ツーリズムの情報発信に関する事。
- (2) ツーリズムの啓発・普及に関する事。
- (3) 受入れ体制整備のための人材育成等に関する事。
- (4) 安全に関する研修に努める事。
- (5) その他目的達成に必要な事項に関する事。

(会員)

第4条 本協議会の目的に賛同する関係団体（グループ）及び個人及び協力団体をもって構成する。

(役員)

第5条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事
- (4) 会計監事 2名

(役員を選出及び任期)

第6条 役員は、総会において協議会会員の中から選任する。

- 2 役員任期は2年とし再任は妨げないが、欠員が生じたときはこれを補充することができる。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- 3 幹事は会の運営について協議する。
- 4 会計監事は、協議会の会計を監査する。

(役員報酬)

第8条 役員報酬は、次のとおりとする。

- (1) 会長 年額 10,000円
- (2) 副会長 年額 5,000円
- (3) 会計監事 年額 5,000円
- (4) 幹事 年額 5,000円

(役員会の開催)

第9条 会長は必要に応じて役員会を開催し、事業推進等や総会に上程する事項についても審議する。

- 2 役員会は必要に応じて、役員以外の人も出席して開催することができる。

(顧問)

第10条 本協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会で選任する。
- 3 顧問は、役員会及び総会に出席し意見を述べることができる。

(総会)

第11条 本協議会は毎年1回総会を開催する。但し、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会は、会員の半数以上（委任状の提出を含む）の出席により成立し、議事は出席者の過半数によって決する。
- 4 総会の議長は、会長となる。
- 5 総会では、次の事項を審議、決定する。
 - (1) 事業計画・経過報告と予算及び決算に関すること。
 - (2) 事業の推進に係る基本方針に関すること。
 - (3) 規約制定及び改廃に関すること。
 - (4) 役員を選任に関すること。
 - (5) その他、協議会の運営に関する重要な事項。

(事務局)

第12条 本協議会の事務局は、伊佐市役所伊佐PR課内に置く。

(委託)

第13条 本協議会は、事務委託する場合、年度当初において、契約を締結する。

- 2 委託費の額は、事務委託契約時において、双方協議のうえ決定する。

(年会費)

第14条 年会費として個人会員一人当たり 2,000円、1団体当たり 6,000円とし、決められた期日までに納入する。

(手数料)

第15条 本協議会を通じて行った事業に対する1人当たりの手数料は次のとおりとする。

- (1) 農業体験のみの場合は1日につき100円
- (2) 民泊のみの場合は1泊につき200円
- (3) 民泊及び農業体験の場合は1泊につき200円

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規約は、平成22年10月 9日から施行する。

この規約は、平成23年 6月29日から施行する。

この規約は、平成24年 4月20日から施行する。

この規約は、平成26年 3月22日から施行する。

この規約は、平成27年 3月13日から施行する。